

国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

2026 年 6 月 9 日～11 日 アメリカ合衆国・ワシントン D.C.会議

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 落谷竹生 ふきやたけお

本報告記事の目次と決定事項の概略

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
1	全般的事項	—	2025 年 12 月の議事録を承認した。	3
2	事務局長による作業計画報告	—	—	3
3	IPSAS 会計基準の改善	—	二つの IASB 文書の IPSAS への取り込みについて議論した。	5
4	測定－適用フェーズ：IPSAS 第 31 号における COV	COV は無形資産に適用できる旨を決定し、必要なガイダンスについて議論した。	無形資産に COV を適用する際に、市場の制約の概念は使わない。BC で議論の経緯を説明する。	7
5	気候関連開示：フェーズ 2	開示の範囲、用語定義、最終文書の構成について議論した。	政策に責任を負う主体の開示、戦略に関する開示と比例性の仕組み等について議論した。	10
6	作業計画コンサルテーション	CP を公表した。	PIR の優先課題は連結、サステナビリティ報告の優先課題は全般事項（IFRS-S1 号）に決定した。	17
7	新たな課題	—	—	20
8	テクノロジーの最新動向	—	—	20
9	導入イニシアティブ	—	IAG が提起した六つの議題はいずれも IPSAS の修正は不要とする。FRIF の次の会議で支配について議論する。	20
10	IPSASB の戦略の更新	—	2026 年 9 月会議から次期中期計画（戦略文書）の策定に着手する。	27
—	参考情報その 1 - 現中計期間（2024～2028 年）に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事） - IPSAS と日本の政府会計の比較研究 - 基準書の日本語訳 - コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター - 過去の IPSASB 会議の報告記事			29

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
	IPSASB のボードメンバー 一覧			
－	参考情報その 2 各プロジェクトの前回会議までの報告記事まとめ			33

（略称）IPSAS（International Public Sector Accounting Standard）：国際公会計基準

IFRS（International Financial Reporting Standard）：国際財務報告基準

ED（Exposure Draft）：公開草案

CP（Consultation Paper）：コンサルテーション・ペーパー

（注）

本稿は、IPSASB の 2026 年 6 月会議アジェンダ・ペーパー（議題文書）の番号順（上表「番号」）に並べている。「会計・監査ジャーナル」2026 年 10 月号の掲載記事とは構成が異なる場合がある。

個々の議題について、IPSASB としての決定事項と、事務局への指示事項を、それぞれ枠内に表記している。決定事項と指示事項は、次回以降の会議のアジェンダ・ペーパーの冒頭に、審議の履歴として表記される。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及び投影された資料は、IPSASB のウェブサイト (<https://www.ipsasb.org/meetings>) から入手できる。詳しくは各資料を参照されたい。また、本稿末尾の「[参考情報その 1](#)」に、IPSASB 関連の公表文書、解説記事、翻訳等へのリンク、ボードメンバー一覧等の情報を、「[参考情報その 2](#)」に、今回の議題に関係する過去の報告記事を、それぞれまとめているので参照されたい。

1. 全般的事項

2026年6月のIPSASB会議は、2026年6月9日～11日に、アメリカ合衆国のワシントンD.C.に所在する国際通貨基金（IMF）の本部会議室で行われた。参加者は、18名中17名のボードメンバー（以下、メンバー）、テクニカル・アドバイザー（以下、TA）、招待オブザーバー及びスタッフ等を合わせて65名であった。

今回のIPSASB会議では、承認された文書はない。

トーマス・ミューラー＝マルケス・ベルガー議長（以下、ベルガー議長）による開会挨拶と会議開催に協力してくれたIMFへの謝意表明に続き、主な議題の説明が行われた。続いて2026年3月会議の議事録についてメンバーにコメントを求めたところ、特にコメントはなく議事録は承認された。

IPSASB諮問助言グループ（CAG）のファビエンヌ・コリニョン氏（以下、コリニョンCAG議長）から会議前日の6月8日に同じ会場で行われたIPSASB諮問助言グループ（CAG）会議の概要報告が行われた。CAG会議では、ブラジルと南アフリカの公的部門におけるAIの活用についての報告会の他、IPSASB会議の議題でもある作業計画コンサルテーション、気候関連開示、IPSASBの戦略の更新、などに関する意見交換が行われた。

2. 事務局長による作業計画報告

(1) 事務局長からの連絡事項（会議初日）

- ・ 今週の主な議題について説明

(2) 事務局長からの連絡事項（会議最終日）

- ・ 今回の会議についての振り返り。
 - ・ 2026年第3四半期にはオンライン会議は開催しない予定。
 - ・ 次回は2026年9月、アフリカ連合主催で、ガーナの首都アクラで3日間の会議を予定。
 - ・ 2026年9月会議の直前に、PFMプログラムに関するイベントを開催予定。
- メンバーからは、ガーナ渡航前のワクチン接種の要否等について質問があった。

(3) プロジェクトの進捗等（2024年～2028年の現中期計画期間）：2026年6月30日時点

最終文書の承認予定が早い順に掲載。

濃い灰色：プロジェクト完了又は公開終了

灰色：承認済かつ公表前。又は承認済かつコメントレター募集期間中

無色：承認前

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
IPSAS の改善 2023	—	2023/10 ED85	2024/03	2024/04

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
戦略及び作業計画 次期中期計画の策定	2023/09	—	2024/09	2024/10
リース・フェーズ 2 公的部門特有のリースに関する規定の追加	2020/12 (RFI)	2022/12 ED84 2024/03 ED88	2024/06	2024/10
鉱山関連のガイダンス（天然資源） IFRS 第 6 号に対応する IPSAS を開発	2022/03	2023/12 ED86	2024/09	2024/11 IPSAS50
IFRIC 第 20 号に対応する適用指針を開発		2023/12 ED87	2024/09	2024/11
IFRIC アラインメントー狭い範囲の修正 IFRIC 解釈指針の取り込み	—	2024/03 ED89	2024/12	2025/01
測定・フェーズ 2 現在操業価値の各基準書への適用	—	2024/06 ED90	2025/06	2025/08
重要性の判断の行使（フェーズ 1） 重要性の定義の一貫性を確保する	—	2025/03 ED93	2025/09	2025/10
IPSAS 第 33 号（初度適用）の改訂 トピック別に内容を整理し使いやすくする	—	2024/06 ED91	2025/09	2025/11
天然資源 天然資源の認識・測定・表示の基準書	2022/03	2024/09 ED92	2025/12	2026/01 IPSAS51
気候関連開示（自身の業務） IFRS-S2 を公的部門用に修正	2022/03	2024/09 ED SRS 1	2025/12	2026/01 SRS1
気候関連開示（政策プログラム） 公的部門の主体特有の開示規定			2026/12	
作業計画中間コンサルテーション IPSASB の作業計画に関する意見を求める	2025/09	—	2026/09	
IPSAS の改善 2025 IASB の改訂等を IPSAS に取り込む	—	2026/03 ED95・ED96	2026/09	
IPSAS 第 31 号への COV の適用 無形資産に COV を適用する	—	—	2026/09	
IPSAS と GFS の関係強化 GFSM2014 との整合性を改善する		2025/12 ED94	2026/12	
重要性の判断の行使 IFRS 実務記述書を IPSAS に取り込む	—	2026/03 ED97	2026/12	
IPSAS 会計基準の改善 第 11 集 IASB の改訂等を IPSAS に取り込む	—	2027/03	2027/09	
財務諸表の表示 IASB の進展等を検討	2026/03	2027/09	未定	

本稿後半の「[参考情報その1](#)」に IPSASB 関連の記事、翻訳等へのリンクをまとめているので、必要に応じて参照されたい。

3. IPSAS 会計基準の改善

(1) プロジェクトの目的

関係者から提起された論点に対処するとともに、必要に応じて、IFRS の改訂との整合性を確保するために、IPSAS の軽微な改善を提案する。

今回の会議から、「IPSAS 会計基準の改善―第 11 集」の開発に向けた検討を開始し、2026 年 12 月に公開草案を承認することを目指している。

なお、2026 年 4 月に公表された公開草案第 95 号「IPSAS 会計基準の改善―第 10 集」と公開草案第 96 号「事業の定義及び取得した負債の認識及び偶発負債（IPSAS 第 40 号の修正）」は、ひとつ前の改善プロジェクトであり、今回の論点とは別の論点を扱っている。

(2) 超インフレ表示通貨への換算：IPSAS 第 4 号と IPSAS 第 10 号の改訂 (3.A.1)

国際会計基準審議会（IASB）は 2025 年 11 月に「超インフレ表示通貨への換算（IAS 第 21 号の修正）」を公表した。この文書は、企業が財務諸表を超インフレでない通貨から超インフレ通貨にどのように換算すべきかを明確化するための修正である。

事務局は、当該文書は公的部門にも適用可能であるとして、同様の修正を IPSAS 第 4 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」と IPSAS 第 10 号「超インフレ経済下の財務報告」に行うことを提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- この件は公的部門でどれほど重要性があるのか。機能通貨と表示通貨が異なる例が思い浮かばない。→ IFRS に整合した基準であり、整合性が維持できない場合には疑問が持たれるので、単純に修正すべき論点である。→ アフリカの某国では複数通貨制度かつ超インフレ経済下にあり、この基準は非常に有用であると関係者から聞いている。
- 昨日の CAG 会議で、特に超インフレ経済の国々では IPSAS の採用と実装を促すことの重要性が現実的な問題である。IPSAS の適用に向けた動機付けとして有用である。
- IPSAS 第 4 号に追加の開示規定を加えることは可能か。→ 改善プロジェクトでは基準の抜本的な見直しや追加の変更ではなく、軽微な付随的な修正を行う。大きな変更は将来の別プロジェクトとすべきものである。
- 第 62A 項には、当期の財務諸表における比較数値のうち、同一期間について以前に報告された数値と異なるものは、直近の決算レートで再換算していることを明確にする文を追加することを提案する。また、第 62B 項には多くのソブリン・グループやファンドが国をまたいで事業を展開していることについて明確化が必要である。

決定事項	IPSAS 第 4 号「外国為替レート変動の影響」及び IPSAS 第 10 号「超インフレ経済下における財務報告」に対する修正案を、公開草案に含める。
------	--

(3) 財務諸表における不確実性に関する開示：IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 19 号、IPSAS 第 26 号及び IPSAS 第 30 号の改訂 (3.A.2)

IASB は、2025 年 11 月に「財務諸表における不確実性に関する開示—設例」を公表した。この文書は、企業が財務諸表において不確実性の影響を報告する際に IFRS 会計基準をどのように適用できるかを示す設例を提供している。設例は気候関連のシナリオを実務例として用いているが、この原則はより幅広くあらゆる不確実性に適用される。この文書によって、IAS 第 1 号、IAS 第 8 号、IAS 第 36 号、IAS 第 37 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 18 号に、それぞれ設例が追加されている。

事務局は、当該文書は公的部門にも適用可能であるとして、公的部門用に設例を修正したうえで、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」、IPSAS 第 19 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」、IPSAS 第 26 号「資金生成資産の減損」、IPSAS 第 30 号「金融商品：表示」に追加することを提案した。ただし、IAS 第 1 号に追加された設例の片方と、IAS 第 8 号及び IFRS 第 18 号に追加された設例は、IPSASB で現在進行中の「財務諸表の表示」プロジェクトで扱うべきであるとして、本改善プロジェクトの対象外とされている。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- IPSAS 第 1 号に関する提案には、資金生成単位に関する記述があるが、公的部門の資産の大部分は資金生成単位ではない。IPSAS 第 1 号の設例案に非資金生成単位を含めるべきか。→ アジェンダ 6 で承認が得られれば、公的部門特有の事例の作成に着手する。アジェンダ 6 で、財務諸表の不確実性に関する検討を行うべきかを議論するので、IFRS のガイダンスとの整合性についてはこのアジェンダ 3 で公的部門の設例追加について決定できるはず。
- 例示をもう少し追加してほしい。ここに挙げられている例は気候変動に重点を置いたものばかりだが、パンデミックや金融危機、地政学的緊張など、財務データに適用可能な他のリスクに関連する事例も盛り込むべきである。→ IASB がこれらの改正を行ったのは、IFRS-S1 号と S2 号の公表を受けての対応であり、IFRS において明確化が必要だったため、気候変動に焦点が当てられている。→ 追加については別途検討することにして、いったん提案どおりに認めてはどうか。
- 作成者として、不確実性の一部が気候に関連していることを認識している。これらの設例は、SRS 第 1 号や他の既存の基準とどのように連携できるのか。SRS 第 1 号から得られる情報が不確実性を特定するための手がかりとなり得る場合や、逆に不確実性が SRS 第 1 号の適用における手がかりとなる場合もあるため、事例間にもこうした関連性を明示することを提案したい。

事務局への指示	財務諸表における不確実性の報告について、公的部門に特化した具体例を作成する。具体例は、IASB の基準改定に基づく以下の IPSAS の修正案と併せて IPSASB で検討する予定。IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」、IPSAS 第 19 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」、IPSAS 第 26 号「資金生成資産の減損」、及び IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」。
---------	--

4. 測定一適用フェーズ：IPSAS 第 31 号における COV

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

① プロジェクトの沿革

本プロジェクトは測定プロジェクトの適用フェーズの第 2 部であり、IPSAS 第 31 号「無形資産」に対する現在操業価値（COV）の適用について検討を行う。

測定プロジェクトはこれまで、フェーズ 1 と、適用フェーズ（フェーズ 2）の第 1 部が完了している。フェーズ 1 は、IPSAS 全体に共通する 4 種類の測定基礎に関するガイダンスを定めることを目的とし、2023 年 5 月に IPSAS 第 46 号「測定」を公表して完了した。

続く適用フェーズの第 1 部は、各 IPSAS の測定に関する規定に、IPSAS 第 46 号が定めた現在操業価値（以下、COV）の測定基礎が適用可能かどうかを評価することを目的とし、2025 年 8 月に「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」を公表して完了した。当該文書は当初、IPSAS 第 31 号「無形資産」に対する COV の適用も扱っていたが、2024 年 8 月に公表された公開草案第 90 号「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」（以下、ED 第 90 号という）に寄せられたコメントは次の②で説明しているように賛否が分かれていたので、分析を深めることが必要であるとして、IPSAS 第 31 号に関するセクションは最終文書から削除された。

② IPSAS 第 31 号に対する COV の適用の論点（2025 年 6 月会議の議事録より）

IPSAS 第 31 号「無形資産」は、無形資産の測定を次のように定めている。

当初測定	（原則）原価で測定 （例外）非交換取引で取得した場合は、公正価値で測定
事後測定	会計方針の選択：歴史的原価モデルと現在価値モデルの二つから選択 歴史的原価モデルを選択 → 歴史的原価で測定 現在価値モデルを選択 → 公正価値で測定

ED 第 90 号は、当初測定の例外の場合（非交換取引で取得した場合）に、COV が適切な測定基礎であること、及び、事後測定で現在価値モデルを選択した場合の測定基礎として COV を追加することを提案していた。

しかし、ED 第 90 号の提案には多くの回答者が懸念を示しており、代替的見解（反対意見）に賛同する意見も多かった。主な反対理由は次のとおり。

- ED 第 90 号は公的部門の主体が操業能力のために無形資産を保有し、当該資産に活発な市場が存在しない場合には、「活発な市場を参照して見積もりを行う」ことを求めている。その結果、無形資産の事後測定にあたり、コスト・アプローチを用いて COV を見積ることになるが、その見積りの「信頼性」と「表現の忠実性」が疑わしい。
- IASB は現在、IAS 第 38 号「無形資産」に関する包括的なプロジェクトを行っている。当該プロジェクトが完了して IPSAS 第 31 号に及ぼす影響が明らかになるのは 2026 年の下半期以降になるので、それまで COV の適用に関する分析を待つべき。

上記の懸念を考慮し、事務局は、IPSAS 第 31 号に対する COV の適用に関する検討を COV の適用のプロジェクトから分離して、新規プロジェクト候補である「IPSAS 第 31 号に対する範囲を限定した改訂プロジェクト」において行うことを提案した。メンバーは事務局提案を支持し、IPSAS 第 31 号への COV の適用については当時進行中の測定プロジェクトの適用フェーズ（第 1 部）から分割して検討を進めることが決定した。

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) これまでの振り返りと戦略的な議論

2026 年 3 月会議の議論と決定事項をふまえ、より詳細な議論に入る前に、戦略的な議論を行った。プロジェクトの背景、これまでの取り組み、決定事項について改めて事務局が説明した。

メンバーから、次のコメントがあった。

- 学校や老人ホームについて考える場合、COV は、例えばその建物を購入して学校として利用し、現在提供されているサービスと同等のサービスを提供するためにどれだけのコストがかかるかを把握するのであり、学校が提供するサービス自体を購入するコストを算出するわけではない。建物が学校として使われるか、高齢者向け住宅として使われるかによって、結論が異なることに気づかない可能性がある。
- 無形資産についても何らかの検討が行われたのか。→ もとは有形資産を念頭に置いていたが、他の基準でも機能するかどうかを検討するために現在の COV の適用のプロジェクトが立ち上がっている。
- スライドにない説明事項で、放棄する権利とその価値について、COV が把握しようとしているわけではないことを確認したい。また、活発な市場という考えが古いという主張の理由は何か。→ 漁業権の価値を把握するためには公正価値が有用であることには同意するが、COV は政府にとっての漁業権の価値を示すものである。→ COV の目的は、退出ではなく操業上の価値や利用価値を示すことにあるということでしょうか。→ そのとおり。また、活発な市場については、1990 年当時には関連性があったかもしれないが、現在では明らかに無関係になっており、IASB は何らかの対処をすべきである。
- メリットとして客観的な COV がスライドに記載されているが、過小評価されているデジタル資産等にはあてはまる一方で、過大評価されている資産も多くある。その方が見栄え

がよくなるから。COV について合意すると、自己創設資産について過大評価してしまう可能性がある。

- 公正価値と COV を対比して考えると誤解を招き、誤った解釈につながる。COV の測定は難しいが、サービス適用能力について明確化されている概念である。サービス適用能力の測定をどうするのかは公的部門では非常に重要である。

(3) 方向性についての検討

IPSAS 第 31 号には公正価値について「活発な市場」の制約条件が存在する（第 74 項など）。事務局は無形資産に COV を適用する件に関し、本プロジェクトの方向性をオプション A 及びオプション B として提示した。さらにメンバーからオプション C が提示され、A～C の 3 案について検討を行った。

オプション A	公正価値に関する「活発な市場の制約」概念との整合性確保を優先する
オプション B	より広範な IPSAS 基準における測定概念との整合性確保を優先する
オプション C	現行の IPSAS 第 31 号の規定に立ち戻る

まず、オプション C（現行の IPSAS 第 31 号の規定に立ち戻る）を選択肢として認めるかどうかについて議論を行ったところ、反対意見が多かったため、オプション C は却下された。オプション C に関するメンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- オプション C を提案した理由：オプション B は無形資産に COV を無制限で認める一方で公正価値には市場の制約が残るため、自己創設無形資産の測定が操作可能になる。また、無形資産における現代の同等資産とは何かが不透明。オプション A は公正価値評価に関する制約条件が長年残っていることが疑問で、それに対して更なるルールが必要になる。
- オプション C に賛成。検討時間を節約できる。オプション B は、検討は早く終われるが発効後に様々な疑問と質問が生じることになる。
- 公開草案に寄せられた 14 通のコメントレターの過半数は COV を適用することを支持していたので、オプション C を選択した場合にはその理由を説明する必要が生じる。
- 公開草案を経ているのでオプション C には賛成しない。相当数の関係者が活発な市場の英訳について検討を行うべきと考えていた。私はオプション A を支持する。
- コメントレターの多くは COV を組み入れるべきと考えていたので、オプション B を支持する。オプション C には賛成しない。
- オプション C は公開草案には記載がなかったので、再公開しない限り、議論できないと考える。

続いて、オプション A と B について議論を行った。メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- オプション B を支持。活発な市場の制約がなぜ必要なのかについて疑問がある。
- オプション A を支持。COV による測定には多くの判断が介在し、不確実性を伴う。

- ・ 実務では現在価値モデルは適用されず、取得原価モデルが適用されるだろう。あまり COV を採用しても実務には影響はないと予想される。オプション A では、無形資産に COV を適用するためにどのような条件が存在することが期待されるのかについて、明確な定義が必要になる。オプション B は、より説明的になる。
- ・ オプション B を支持。IPSAS 全体を通じての一貫性が必要。
- ・ オプション B を支持。COV と公正価値は根本的に異なる概念であり、COV に活発な市場の制約を課すことは不整合を招く。
- ・ オプション B を支持。IPSAS 全体を通じた一貫性が必要。また、原価法であっても減損テストを適用する必要性があることから COV を検討することには利点がある。
- ・ オプション B を支持。オプション A は別の矛盾を生み出してしまう。COV は使途固有であり、現在の使途に基づいているので、活発な市場の制約とは衝突してしまう。
- ・ オプション B を支持。ただし、非常に多くの課題があるので、それらを念頭に置く必要がある。無形資産の新プロジェクトの実施が必要。
- ・ オプション A を支持。無形資産は一貫性をもって評価する必要がある。
- ・ オプション B を支持。操作のリスクを避けるために評価プロセスに焦点を当てるべき。
- ・ オプション A を支持。自己創設資産について研究段階と開発段階を区別できるのかに不安がある。
- ・ オプション B を支持。ただし、COV に関する算定方法を確立する必要がある。
- ・ オプション A を支持。無形資産は独特であり、価値や価格が変動しやすい。
- ・ オプション B を支持。全ての無形資産が自己創設資産というわけではない。
- ・ オプション B を支持。作成者の負担軽減になる。

最後に挙手投票を行った結果、オプション A が 5 名、オプション B が 10 名で、オプション B を支持する意見が多かった。活発な市場に関する制約は定めないこととなった。

決定事項	・ IPSAS 第 31 号「無形資産」の適用範囲に含まれる、操業能力のために保有する資産を測定する際には、「活発な市場」という制約の概念を伴うことなく「現在操業価値（COV）」を利用できる。 ・ IPSAS 第 31 号に「現在操業価値」を追加するという IPSASB の決定に至った理由を明確にするため、「結論の根拠」を改訂する。
------	--

5. 気候関連開示－フェーズ 2：政策プログラム

(1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

① プロジェクトの目的

本プロジェクトは、公的部門用の気候関連開示の原則を示すことにより、意思決定とアカウンタビリティを向上させる情報の提供を可能にし、もって気候変動と戦うためのグローバルな活動に寄与することを目的としている。

② これまでの進展

IPSASB の気候関連開示プロジェクトは、当初は政府等の排出者側と規制当局側の二つの役割に基づく開示を単一の基準書として公表する方向で進められていた。公開草案 SRS 第 1 号「気候関連開示」（以下、ED SRS 第 1 号という。）は、そのように作られていた。

ED SRS 第 1 号の提案には関係者の賛否が分かれ、結果として最終文書は二つのフェーズに分けて開発されることになった。フェーズ 1 は排出者側としての開示の原則を扱い、フェーズ 2 は規制当局側としての開示を扱う。2026 年 1 月に、フェーズ 1 の成果物として、IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」を公表した。続く 2026 年 3 月会議から、フェーズ 2 の検討を開始した。

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) 気候関連のアウトカムを伴う政策に係る責任（5.A.1）

① 責任に関する規定の修正

2026 年 3 月会議において、フェーズ 2 の最終文書では「政策の気候関連のアウトカム」に関する重要な情報に焦点を当てることが決定された。ED SRS 第 1 号では「気候関連の政策のアウトカム」を対象としていたが、政策の範囲を限定しなくなった。

ED SRS 第 1 号の第 3 項は主体が気候関連の政策プログラムのアウトカムに対して責任を負っている場合、当該アウトカムを報告するために ED SRS 第 1 号を適用することを求めている。このアウトカムに対する「責任」の記述について、2026 年 3 月会議の範囲変更の決定をふまえて見直す必要がある。

事務局は責任に関する文章を次のように修正することを提案した。さらに、この規定が全ての政策に適用されるわけではないことを明確にするために適用指針を追加することも提案した。

ED SRS 第 1 号	修正案
3. 主体は、次の事項を報告するにあたり、本基準書案を適用しなければならない。 (c) 主体が気候関連の政策プログラムのアウトカムに対して責任を負っている場合、その気候関連の政策プログラムのアウトカム	3. 主体は、気候関連のアウトカムを伴う政策に対して責任を負っている場合、政策の気候関連のアウトカムを報告するにあたり、本基準書案を適用しなければならない。

② SMC3 に対するコメントの検討－責任の共有

複数の主体で政策に対する責任が共有されている場合、どの主体が開示を行うべきかを明確にする必要がある。例えば、ある政策の戦略を主体 A が策定し、主体 B が資金を提供し、主体 C が支出を行うといったケースが考えられる。

事務局は、政策に対する責任が共有されている場合、他の主体が政策について果たす役割と責任の概要について開示させることを提案した。

ED SRS 第 1 号	修正案
AG2.24 …主体は、次の事項を開示しなければならない。 (a) 主体の気候関連の政策プログラムの使命の範囲（気候関連の政策プログラムに対する当該主体の責任の概要を含む）	12. …主体は、次の事項を開示しなければならない。 (a) 主体の政策の使命の範囲（政策に対する当該主体の責任の概要を含む）、及び、政策に対する責任が共有されている場合には、他の主体の役割と責任

また事務局は、政策に対する責任が共有されている場合、少なくとも一つの主体が開示を行わなければならないことを明確化するために、適用指針の追加を提案している。

メンバーから、次のコメントがあった。

- CAG メンバーからの提案として、① 境界の定義や、報告の不整合や重複のリスクへの対処に役立つ可能性があるため、バリューチェーンに類似した概念の適用を検討すること。② 報告対象に含まれる事項の具体例を示すとともに、同様に重要なこととして、含まれない事項についても明示すること、が挙げられた。
- 事務局提案を支持する。国と地方政府の調整は、予算配分を通じて行われるので、助成金を国から受け取る地方政府は割り当てられた予算について責任を負い、報告すべき。
- 政策の責任が共有されている場合、主導的な報告主体を特定するためのガイダンスに文案を盛り込んで、基準を明確にすべき。
- 主体の開示が従属的な別の主体の開示に依存している場合が考えられる。AG11 項と AG12 項の規定は緩いのももう少し厳格にしても良いのではないか。
- 事務局提案に賛成。政策の策定は連邦の上位レベルで行われることが多く、情報収集の責任を負う政策機関でしか開示を行えない。責任を分担する下位組織に、どの程度の負担を求めることになるのかを懸念する。
- 事務局提案に賛成。ただし、実施主体ではない主体がアウトカムを統制している場合がある。各主体が担当する政策に対してアカウンタビリティを負い、その政策に合理的に帰属し得る気候関連のアウトカムを開示する責任があることを明確にするとともに、その役割や影響力の範囲外のアウトカムについては責任を負わないことを明記すべき。
- 責任を有する他の主体の役割を記述するための開示義務について懸念がある。例えば連邦制の下で、自治体レベルで誰が責任を負い、報告義務があるかを説明した上で、さらに州レベルや連邦レベル、あるいはその他の主体との間で責任が分担されているかどうかを判断するのは、少し負担が大きすぎる。法律上、不明確な場合もある。
- 同意見。非常に多くの公的部門の主体が存在するため、どの主体が政策に責任を持ち、どの主体が気候関連のアウトカムに責任を持つのかという点が問題。公共政策の定義に立ち

返る必要があり、誰が政策に責任を負い、誰が気候関連のアウトカムに責任を負うのかを定めるべき。

- 利用者のニーズの観点から、政策と責任に関する議論は、それが市であれ州であれ政府であれ、最も上位の行政単位で行われるべきことを、強く推奨すべきである。最高レベルでの計画は現在どうなっているのか、その進捗状況はどのように追跡されているのか、という点が問題なのである。
- アカウンタビリティそのものに対する基準を設定しているように読めるので、開示のための基準を設定していることを明示すべき。また、報告主体を決定する役割を法域に任せてしまうと対応がばらつく可能性があるので、適切な報告主体が確実に特定されるように指針を示す必要がある。
- SMC3 の回答者は、責任ある主体が誰であることを明記することを求めていたが、まだ明確に対応できていない。AG10 項又は他のどこかで、責任を明確化し、限定的に定義することを検討できないか。「主たる」などの用語を使用するとよいのかも。
- 「責任」という言葉が何を意味するのかを明確にすべき。特定の政策に関する全ての報告が一か所（大臣等）にまとめられていれば、利用者は最大の恩恵を受けられる。報告の引き金となる役割が何であるかを明確にする必要がある。また、気候の他にも道路など、同じロジックを使える分野は多い。
- 範囲の意味についてもっと慎重になるべき。気候関連のアウトカムのうち、どの程度までが「気候関連のアウトカムを伴う政策」と呼べるのか、判断が必要になる。また、責任の共有については事務局の提案に同意。
- 最終的な主たる責任、という考えを支持しているが、これは主体の観点なのか、それとも政策に基づく観点なのか不明確である。次に、IFRS-S1 号に相当する SRS が公表されると、かなりの重複が生じるのではないかと。
- 責任の共有は公的部門に特有の論点である。AG10 項を採用し、その枠内にとどまるべきであると考えている。それ以上進むと法域レベルの業務に関連する問題が生じる。
- 追加開示案には賛否両論があるので、検討してほしい。また、全ての政策を検討することを求めるものではないとされているが、そうせずに検討ができるのか。
- 将来的に規定を修正できる余地を残しておくべき。比較的短期間内に変更する必要性が生じる可能性がある。
- 基準書を段階的に適用し、初年度は計画（を担当する）省にプロジェクトの優先順位をつけることを求めているかどうか。野心的であるとともに現実的であるべき。
- 利用者が最も良質で包括的な情報を得られるのは、方針を策定した主体からである。

決定事項	• 気候関連のアウトプットをもたらす政策に責任を負う主体は、基準書案により求められる開示を行うべきである。 • 気候関連のアウトプットをもたらす政策に共同で責任を負う主体の概要を示す追加的な開示規定案は、適切である。
------	--

事務局への指示	- 政策に最終的・全体的な責任を負う主体が、当該政策に関する気候関連の開示を行うことが求められる旨、用語と文言を明確にする。 - 責任の判断に関するガイダンスを明確にするため、AG10 項から AG12 項をさらに修正する。 - 政策に対する責任の判断において主体が利用できるように、適用指針にバリューチェーンの概念を導入する。 - 責任に関する判断が適切に反映されるよう、適用ガイダンスと設例を見直す。
---------	---

(3) 戦略の開示 (5.A.2)

ED SRS 第 1 号の第 12 項(c)は、気候関連の政策プログラムに関する戦略に関して、「気候関連の政策プログラムが主体自身に与える、現在の及び予想される財務上の影響」を開示することを求めている。この財務上の影響には、発生済のコスト、将来発生が見込まれるコスト、資金手当の有無（資金手当の額）、当該主体自身に財務的影響を及ぼす当該プログラムに関連する収益や手数料に関する定量的情報が含まれる（ED SRS 第 1 号 AG2.29 項）。第 12 項(c)の開示は実務上の観点から主体自身に対する影響のみを開示対象としていたが、ED SRS 第 1 号の SMC5 に寄せられたコメントの一部は、報告主体にとどまらず、経済、環境、人々に及ぶ広範な影響を捉えるために、開示の範囲を当該主体自身への財務的影響を超えて拡大するよう求めている。また、回答者の一部は、特にリソース不足の主体では、データやインフラの利用上の制約、技術的能力、気候変動関連の財務開示の経験不足といった能力上の課題により、提案された財務的影響の開示を行うことが困難となる可能性があることを指摘していた。

先述した 2026 年 3 月会議における範囲に関する決定を反映するように、この戦略に関する財務上の影響の要求事項を修正する場合、気候関連の政策よりも幅広い、様々な政策が主体自身に及ぼす財務的影響の開示が求められることになる。この点について事務局は、政策に関連する気候目標を達成するための活動に対し、主体がどのようにリソースを配分しているのか（配分計画を含む）を開示するように求めることを提案した。

メンバーから、次のコメントがあった。

- 政策的な思考をより重視した表現を検討してほしい。政策が、例えば政府や自治体に対してどのような直接的なコストをもたらすかを財務的影響として開示する必要がある。しかし気候を直接の対象とするものではないが気候に大きな影響を及ぼす政策には、気候に関する直接的なコストが存在しない。主体内のコストを気候目標に帰属させることができるのか確認が持てない。ステークホルダーが知りたいのは、気候政策とは直接関係がないものの、環境に多大な影響を与えている政策分野において、組織の外側にある社会や環境への間接的なコストであり、主体自身の直接的なコストではない。
- 主体が気候関連の目標に資金を提供する場合、それが他の主体によって実行されるのか否かを慎重に検討する必要がある。高速道路の建設では温室効果ガスが排出されるが、それは主体自身の政策であり、かかわる全ての関係者にとっての政策ではない。単に「気候関

連の開示目標を達成するための全ての主体の資源・活動に関する開示」を求めると混乱を招く可能性がある。→ 気候関連の目標の達成と、外部主体の資源・活動の開示を結びつけることは、その目標が当該主体の範囲外にあるため、主体自身の所掌範囲から外れてしまうということと理解した。

次に事務局は、開示対象を主体自身の枠を超えて拡大することを求めるコメントに基づいて対象を拡大し、報告主体と同じ法域内の他の主体に政策の気候関連のアウトカムが及ぼす財務的影響の開示を求めることを提案した。

また、リソース不足の主体における能力上の課題に関するコメントについては、IFRS S1 号や S2 号で使われている比例性の仕組み（proportionality mechanisms）を最終文書に取り入れることを提案した。この比例性の仕組みとは、応能主義的な考え方であり、次の二つの仕組みである。①過度なコストや労力をかけずに報告日時点で主体が利用可能な、合理的かつ裏付けのある情報を使用する。②主体が利用可能なスキル、能力、及びリソースに見合った開示を行う。

メンバーから、次のコメントがあった。

- CAG の議論においては、財務的影響に関する報告を主体自身の枠を超えて拡大する提案を支持する声があった。比例性の仕組みについては賛否が分かれていた。主体を超えた財務的影響について主体レベルで報告する場合、コストを帰属させることが技術的に困難で、有用な情報にならない可能性があるという意見もあった。保証業務を行うことができるのか、重要性の適用が可能なのかも懸念事項として挙げられた。完璧でなくても実務的なガイダンスを提供すべきという意見もあった。
- 事務局提案に賛成。財務的影響の経路に関する説明と、それがどのように展開すると予想されるかという点を区別すべきである。個々の新しい政策が、既存の政策や、特に気候変動以外の分野で既に導入されている膨大な数の政策と整合しているかが重要。
- 事務局提案に賛成。開発途上国での適用に懸念を抱いていたが、比例性の原則が導入されれば、費用対効果の高い状況になる。
- 財務的影響を主体自身の枠を超えて開示することには懸念をもっている。大きな仮定や複雑なモデリングが必要になる。実務で何か取り組みがあるのか知りたい。膨大な負荷が生じてしまうのではないか。財務的影響よりも、排出量の削減のほうが指標として適している可能性もある。レジリエンス（弾性値）の向上も考えられる。
- 私も同様の懸念をもっている。コメントに対応が必要と考えて公開草案から変更を行った背景を詳しく知りたい。主体外に対する財務的影響が実際にどれほど有用なのかもまだ明確には理解できていない。コメントレターの内容にどれだけ説得力があるのかに尽きる。
- 負担の程度は報告者自身が決めるもので、基準設定機関として過度に懸念する必要はなく、ガイダンスに「合理的な見積もり」という表現を含めればよい。実社会において、社会が何を求めているのかという事実を重視すべきであり、社会は気候政策や気候関連政策などにどれだけの費用が費やされているか、そしてリターンがどれだけあるのかを知りたいと考えている。過去のアウトカムの報告は不十分なものであり、この開示は根本的なパ

ラダイムシフトになる。政策のより実質的かつ有意義な評価へと向かっており、単に市民や政治家に対して、出張費や暖房費などがいくらかといった無意味な情報を提供するだけの開示ではない。

- 事務局提案に同意するが、いくつか改善の余地がある。外部への財務的影響に関する重要性の定義が欠けていること、求められる測定や推定の最低水準が主観的すぎると思われること、方法論の階層構造が欠如していること、である。
- ステークホルダーが、主体自身を超えた財務的影響についても開示を求めていることは理解したが、主体の内部と外部を合わせて数字が一つしか開示されない場合、意思決定にはあまり役に立たないのではないか。
- 定性的な開示を認めることについては、それで終わりなのか、それともその後に定量的な開示を求めることになるのか。いつまでも比例性の仕組みに依存するのではなく、定量的な開示を行うことがとても重要であると思う。
- 報告主体以外の影響に関する情報は利用者にとって重要であり、その政策が報告書の範囲を超えた状況や経済にどのような影響を与えているかについて、より多くの情報を提供する。比例性の仕組みを支持する。
- GRI 基準との違いについてはどうか。→ GRI では、政策に関する規準が設けられている。主な開示規定は、企業による政治献金の額であり、IPSASB が議論しているのは、GRI の報告枠組みとは異なる領域である。
- 気候変動の観点から見て重要なアウトカム（プラスかマイナスかは問わず）が生じている一方で、社会的又は経済的な観点からはプラスの影響がある場合、これをどのように開示すればよいのか。
- 比例性という考え方は、政府における様々な現実を捉える上で非常に優れたアイデアで全面的に支持するが、情報の信頼性については懸念がある。全ての情報が推定値や概算値である場合、それが利用者にとってどのように受け止められるか、つまり利用者にとって信頼できるものとなるか。

決定事項	• 主体自身への財務的影響に関する開示規定を修正し、気候変動関連目標達成に向けた活動のリソース確保についての開示を義務付ける。 • 財務的影響に関する開示規定の対象を報告主体以外にも拡大し、気候変動関連のアウトカムがもたらす財務的影響の開示を義務付ける。 • 主体以外に対する財務的影響の開示には、比例性（応能性）の仕組みを導入すべきである。
事務局への指示	• 気候関連のアウトカムがもたらす財務的影響の開示は、主体自身の枠を超える財務的影響をとらえるために行う、という点を明確にする。

(4) 指標及び目標の開示 (5.A.3)

ED SRS 第 1 号の SMC6 は、気候関連の政策プログラムに関する指標と目標の開示規定案が、主要な利用者の情報ニーズを満たすか否かについて関係者の意見を求めていた。開示規定案

に賛同する意見が多かったが、政策に GHG 排出量を帰属させることの複雑さを懸念する意見もみられた。

事務局は、複雑さは確かに存在するものの、その程度は主体や法域によって異なるため、前述した「比例性の仕組み」を導入することで対応できると提案した。

メンバーから、次のコメントがあった。

- 気候変動とは関係がなく、かつ長い間実施されてきた政策については、排出量の開示規定の変更がどのように機能するのか疑問である。排出量の変化ではなく、絶対排出量の開示を、開示内容に盛り込む余地はないか。今朝の議論はすべて、個々の政策の観点に偏っており、大局的な政策の観点に基づくものになっていない。
- 指標と目標には、適応と緩和のそれぞれに関するものがある。現時点では私たちの参照資料の多くが緩和に偏っているように思う。適応に関する事例や指標、目標もいくつか盛り込み、ある程度のバランスを取る必要があるのではないか。
- ここで提案しようとしている概念を適用することは、依然として技術的に難しい課題である。特に、政策立案者に対し、政策が存在する場合と存在しない場合における温室効果ガス（GHG）排出量を開示するよう求めているからである。
- IPSASB SRS 第 1 号で参照項を設けて、これが主体の視点から報告されるべき情報であり、最終的に連結範囲に含まれるものであると明示して、第 1 号と第 2 号の間に情報統合の枠組みが確立できれば、実施において非常に役立つと思う。

決定事項	• 政策に合理的に帰属させることができる温室効果ガス排出量の変動に関する開示に、比例性の仕組みを導入する。
事務局への指示	• IPSASB SRS ED 第 1 号の経過措置をレビューして、寄せられたコメントを反映する。

6. 作業計画コンサルテーション

(1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

本プロジェクトの目的は、2025 年後半に、IPSASB の将来の事業計画に資金が確保できた際に追加するプロジェクトについて、限定的な範囲での公開協議を実施することである。

IPSASB は 2025 年 3 月会議から 9 月会議にかけてコンサルテーション・ペーパー（CP）の策定を行い、2025 年 9 月会議で承認、同年 10 月 16 日に公表した。

各国関係者に広く意見を募るため、コメント期限は公表から 6 か月以上後の 2026 年 5 月 4 日に設定された。

(2) IASB における基準策定プロセス（レイチェル・ナブリー氏）

IASB の副シニア・テクニカル・ディレクターのレイチェル・ナブリー氏による教育セッションが行われた。IPSASB が優先課題と位置付けている「無形資産」と「引当金」について IASB における基準設定プロセスと現状についての説明があった。

メンバーからの主な質問は以下のとおり。

- 企業では、推定的債務と契約上の債務を区別するための具体的なテストケースや考え方はあるのか。→ IAS 第 37 号にも推定的債務の概念は存在するし、現在 IAS 第 37 号に対して行われている改正は、推定的債務には影響しない。

(3) 作業計画コンサルテーションに寄せられたコメントレターの概要 (6.A.1)

事務局は、本プロジェクトに関するこれまでの経緯と今後の予定を概説した。

(4) SMC2 (PIR) に対するコメントのレビュー (6.A.2)

事務局は、SMC2 (PIR) について寄せられたコメントレターの分析結果として、IPSAS 第 35 号「連結財務諸表」と IPSAS 第 18 号「セグメント別報告」が主要なテーマとして浮上しており、事務局としては IPSAS 第 35 号をテーマとして考えていることを説明した。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 多くの国が、国有企業について連結ではなく持分法を適用するために、IPSAS 第 35 号の適用除外措置を講じていることについて調査が必要だと考えている。IPSAS 第 35 号のプロジェクトでは「支配」の要素を取り上げることになるのか。→ 支配に限定した内容ではなく広範なものになる。
- PIR の目的を明確にする必要がある。基準書が意図したとおりに機能しているのかを確認すること。PIR、FRIF、IAG などの組織がそのために果たす役割も明確化する必要がある。→ 期待値の管理が必要であることに同意。

決定事項	• IPSAS 第 35 号「連結財務諸表」を PIR の優先課題とする。
------	---

(5) SMC3 (サステナビリティ) に対するコメントのレビュー (6.A.3)

事務局は、SMC3 (サステナビリティ報告) について寄せられたコメントレターの分析結果を説明した。現在進行中の気候関連開示フェーズ 2 を完了することと、IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」の適用支援について、多くの期待が寄せられている。事務局は後者の適用支援について「IPSASB Explains」で取り上げる予定である。

新しいプロジェクトの候補としては、サステナビリティ全般に関する開示、RPG 第 1 号と第 3 号、自然関連の開示、の 3 点が挙がっていた。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- サステナビリティ全般に関する課題に賛成。RPG 第 1 号と第 3 号については、IPSASB の文書構成について大規模な見直しが事前約束となっていたと思うが、その一部を構成す

ることになるのか？ →より広範な枠組みの見直しが検討されているが、まだ固まっていない。作業計画の観点からは影響しない。

- ステークホルダーは、GPFS（一般目的財務諸表）には何が含まれ、GPFR（一般目的非財務報告）には何が含まれ、何が財務諸表の範囲外となるのかを理解することを求めている。また、重要性の概念を、一連の報告パッケージ全体に対して、あるいは GPFS と GPFR という個々の構成要素に対して、どのように適用すべきかを懸念している。
- IFRS S1 号に関しては付録 B を SRS 第 1 号に組み込むことで、すでに多くの骨の折れる作業を済ませており、重要性についても検討を済ませている。それほどの作業負荷にはならないと考えている。
- いずれのプロジェクトについても、範囲を明確にする必要がある。
- RPG 第 3 号に基づく強制力のあるガイダンスの策定を優先すべき。RPG 第 3 号は、サービスのパフォーマンスと提供に焦点を当てており、それが政策とどのように関連しているか、そして気候変動に関連するネガティブな結果やポジティブな結果についても扱っているため、作成者にとって非常に重要である。

決定事項	• サステナビリティ全般に関する開示のプロジェクトを、リソースが利用可能になったら着手すべきサステナビリティに関する優先課題とする。
------	--

(6) SMC1（財務報告）に対するコメントのレビュー：主要なテーマとグループ別セッション (6.A.4)

新しい財務報告プロジェクトの候補としては、無形資産、引当金（的を絞った改善）、財務諸表における気候関連その他の不確実性、税金支出、リソース配分の見直し、の五つの課題が挙げられていることが説明された。

CAG 議長から、CAG 会議で寄せられた意見の概説があった。

- リソース配分の見直しについては、CAG では、最近の新基準増加に伴い「新基準疲れ」が関係者に生じていること、最大の利用者である発展途上国が追い付いていけないリスクがあることが報告されている。
- IPSASB が新たな課題に継続的に関与するとともに、無形資産や引当金といった関連する IASB のプロジェクトについて最新情報を把握し続けることは重要である。
- サステナビリティ報告に関する作業を停止すべきではない。財務報告の新規プロジェクトは公的部門の報告ニーズを明確に満たすものでなければならない。

続いて、メンバーだけでなく TA やオブザーバーも含む全参加者が、三つのグループに分かれて五つのプロジェクト課題についてのグループ別セッションを行った。

(7) グループ別セッションの結果報告（3 日目）

会議の 3 日目に、グループ別セッションの結果報告が行われた。三つのグループのフィードバックは一貫したものであった。

- ・ 財務諸表における気候変動関連及びその他の不確実性を扱うプロジェクトに取り組むべき。事務局がすでに進めている作業を継続し、公的部門の事例を追加する。
- ・ IASB のプロジェクトが完了した時点で、引当金プロジェクトと的を絞った改善プロジェクトに取り組む。
- ・ 無形資産については、IASB のプロジェクトが完了するか、完了に近づいた時点で開始できるよう準備しておく。

各グループの報告担当者からは以下のコメントがあった。

- ・ 各グループでかなり一貫している。無形資産については、IASB と連携して進めるべき。事例を一緒に検討し、具体例を掘り下げていくことは、IASB のプロジェクトが終了した際に迅速に対応できるようになるという点で、全員にとって非常に有益である。
- ・ 無形資産に関するワーキングペーパー、又は基準書について同様の議論を行った。AI やその計上方法について、関係者から多くの質問が寄せられている。参照すべき基準がないので悩みどころである。
- ・ 三つのグループ全てがこの点について強い意見を持っていた。懸念は、基準設定やこれまで議論してきたその他の活動において、人的リソースをいかに効率的かつ効果的に配分するかということ。

事務局への指示	・ グループ別セッションで得られた意見を活用し、IPSASB が作業計画への追加を優先すべき財務報告プロジェクトについて、2026 年 9 月の会議に向けた提言を策定する。
---------	--

7. 新たな課題

エストニア財務省国家予算策定局長のエネケン・リップ氏が、新たな課題に関する一連のプレゼンテーションの第 2 弾として、会計分野における人工知能（AI）の重要性について講演を行った。同氏は、エストニア政府が構築してきた高度な技術環境の概要を説明するとともに、同政府が AI の活用をどのように検討しているかについて解説した。

8. テクノロジーの最新動向

国際会計士連盟（IFAC）の知的財産責任者であるミシェル・ブロディ氏が、改定された IFAC の知的財産ポリシーの概要を説明した。人工知能（AI）に関する動向を踏まえると当該ポリシーが重要である理由を説明するとともに、現在策定中の IFAC の AI ポリシーについて、その内容を先行して紹介した。

9. 基準導入に向けた取り組み

(1) 基準導入に向けた取り組みの目的

今回の会議から、IPSASB の基準導入を支援するための様々な取り組みをまとめて「導入イニシアティブ」(Implementation Initiative) と呼称している。導入イニシアティブの目的は、次のとおり。

- IPSASB の基準書と、その採用・実施のメリットについての認識を高める。
- IPSAS 基準の一貫した適用を支援する。
- 法域が IPSASB 基準を採用・適用する際の時間とコストを削減する。
- 新たなガイダンスや追加ガイダンスが必要なプロジェクトを特定し、作業計画に追加することで、IPSAS 基準の明確化と理解促進を図る。

(1) 導入イニシアティブの概要 (9.A.1)

事務局が、導入イニシアティブ全体の最近の活動状況を報告した。導入イニシアティブを構成する各分科会や活動における議論は、IPSASB の作業計画にも影響する場合がある。下表は、それらの影響の有無と内容のまとめである。

分科会・活動の名称	IPSASB の作業計画への影響
財務報告推進フォーラム (FRIF)	IPSAS 第 35 号「連結財務諸表」における「支配」の定義を適用する場合に問題が生じている。PIR 等を通じて作業計画に追加する候補となり得る。 第 3 四半期の FRIF 会合で支配の定義に係る公的部門の問題を議論すべきか、IPSASB で決定すべき。(9.A.9 の議題)
サステナビリティ推進フォーラム (SIF)	影響なし。
IPSASB Explains	影響なし。
IPSASB 適用グループ (IAG)	アジェンダ 9.A.2 から 9.A.8 の議題を提示。各議題について既存の IPSAS に十分なガイダンスが存在するか判断が必要。
IPSASB 研究フォーラム	影響なし。
適用後レビュー (PIR)	影響なし。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- FRIF、IAG、IPSASB Explains の三つに共通する問題が生じる可能性がある。どのように相互連携するのか。また、IPSASB Explains の最初の検討対象は IPSAS 第 51 号「保全目的で保有する有形天然資源」になるのか。→IPSAS 第 51 号を検討する場合には併せて IPSAS 第 45 号も取り上げる必要がある。→サステナビリティ報告という文脈において、IPSAS 第 51 号のような基準には強い追い風が吹いている。

(2) 報告：IPSASB 適用グループ (9.A.2)

IAG は 2026 年第 2 四半期中に計 7 件の質問を受けた。うち 6 件は IAG にて検討済みで、残り 1 件は継続して検討中である。IAG は検討済みの 6 件について、基準設定プロジェクト化は不要と判断したが、うち 1 件 (論点 6) については教育資料を作ることを推奨している。

IASB 関連の動向として、IFRIC は 2026 年第 2 四半期中に 6 件のアジェンダ決定を行っている。うち 5 件は IPSASB の事務局による検討の結果、IAG による検討は不要と判断された。残り 1 件は 9 月会議の直前に IFRIC から公開されたため、第 3 四半期に検討予定である。

事務局は上記を簡潔に説明した。メンバーからは特にコメントはなかった。

(3) 2026 年 Q2 の論点 1 : 造幣局によるミントゴールド証明書と、特別引出権の分類 (9.A.3)

ミントゴールド証明書 (mint gold certificate) と特別引出権に関する質問。事務局は下記の質問内容と IAG による分析結果を簡潔に説明した。メンバーからは特にコメントはなかった。

① 造幣局が発行するミントゴールド証明書の分類

造幣局が発行するミントゴールド証明書の会計上の分類に関する質問である。当該証明書は規定品質の金の現物と交換可能であり、国内の市場で流通している。

IPSAS 第 41 号「金融商品」には貨幣用金 (monetary gold) に関する適用ガイダンスがあるが、IAG の分析では、この質問のミントゴールド証明書は金融当局の外貨準備を構成しないので、貨幣用金の定義には該当しない。ミントゴールド証明書の原資産である金は棚卸資産であり、ミントゴールド証明書は前払いによる金の販売であると考えられる。金の現物を引き渡す義務は、IPSAS 第 47 号「収益」における「拘束力のある取決めに基づく負債」となる。当該負債は流動負債に分類される。

② 特別引出権 (SDR) の会計処理

国際通貨基金 (IMF) が発行する特別引出権 (SDR) の会計処理についての質問である。SDR については IPSAS 第 41 号の適用ガイダンス B.1.2.2 に強制力のない規定が存在する。保有する SDR は、IMF 加盟国の通貨に対する請求権を表すので金融資産とみなされる。

決定事項	・ ミントゴールド証明書の分類と特別引出権については、既存のガイダンスに追加・修正は不要である。
------	--

(4) 2026 年 Q2 の論点 2 : IPSAS 第 44 号の適用範囲 (9.A.4)

IPSAS 第 44 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の解釈に関する質問である。売却目的又は所有者への分配目的で保有される非流動資産には、何が含まれるか。また、ここでいう「処分」には、対価を伴わない資産の移転や寄付も含まれるのか。

IAG の見解では、IPSAS 第 44 号の「結論の根拠」から明らかなように、IPSASB 及び事務局の当初の意図は、無関係な第三者に移転される資産を IPSAS 第 44 号の適用範囲から除外することであった。概念的には、無関係な第三者に移転又は寄付される資産は、売却のためではなく、引き続き「使用」のために保有されているものとみなされる。なぜなら、当該資産を寄付すること自体が、その主体の目的を達成する行為となるからである。

さらに IAG は、IPSAS 第 44 号における「処分」の定義と、他の IPSAS 基準における「認識の中止」の文脈での「処分」の定義の説明が異なっていることにも留意した。他の IPSAS 基準に

における資産の認識の中止に関するガイダンスでは、資産が有する将来の経済的便益又はサービス提供能力に対する主体の権利の喪失を捉える必要がある。したがって、これら他の基準における認識の中止に関するガイダンスは、質問対象である寄付や放棄による資産の認識の中止を対象とすることが適切である。

LAG は上記の分析結果をふまえ、無関係の第三者に移転又は寄付するために保有する資産は IPSAS 第 44 号の範囲外であり、これは IPSAS 第 44 号の「結論の根拠」を含めた既存のガイダンスにおいて十分に明確であるため、追加のガイダンスは不要であると判断している。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。ベルガー議長は、資料等による明確化は必要だが基準の修正は不要であると結論付けた。

- IPSAS 第 44 号の導入前から、IPSAS の使用者の間では、公的部門では売却目的ではないものの、別の場所での別の債務を清算するために資産を移転することがあり、その結果、当該資産はもはや有形固定資産の本来の目的に使用していないという感覚を持っている。寄付によって資産は有形固定資産から除外され、確実に注目を浴び、譲渡に向けた交渉が行われている状態になる。これは別の目的で保有されていることになる。→ 債務の決済のために交渉しているのであれば、ほぼ売却と同じであり、現金を受け取る代わりに負債を減らしているだけである。→ IPSASB Explains 等を通じて明確化することで対応できる。

決定事項	IPSAS 第 44 号の適用範囲については、既存のガイダンスに追加・修正は不要である。
------	--

(5) 2026 年 Q2 の論点 3：IPSAS 第 17 号に従って認識・測定された資産に対する IPSAS 第 45 号の初度適用 (9.A.5)

本件は、IPSAS 17 号「有形固定資産」を既に適用している主体が IPSAS 45 号「有形固定資産」へ移行する場合に関する要望である。IPSAS 第 17 号の認識及び測定の要求事項を既に適用している主体に対して、認識、当初測定、事後測定など、IPSAS 第 45 号のその他の要求事項を遡及適用することについて、何らかの緩和措置を講じることを検討することを求めている。

LAG は、主体が IPSAS 第 17 号の要求事項を適用していた場合、IPSAS 第 45 号の初度適用に伴い生じ得る変更は、当該主体が選択した会計方針に依存し、概ね以下の領域に限られることに留意した。

- IPSAS 第 17 号では遺産資産である有形固定資産の認識は任意であったが、IPSAS 第 45 号では、認識基準を満たす場合、遺産資産の認識は義務付けられる。IPSAS 第 45 号第 87 項 (a) の経過措置は、信頼できる取得原価情報が入手できない場合、IPSAS 第 45 号の初度適用時に当該項目を「みなし原価」で測定することを認めている。
- 主体が IPSAS 第 17 号の下で特定の種類の有形固定資産を公正価値で測定していた場合、IPSAS 第 45 号における現在価値モデルの適用は、特に現在操業価値に基づく測定基礎を適

用する場合には差異をもたらす可能性がある。IPSAS 第 45 号第 87 項(b)の経過措置は、比較情報を再表示せずに、期首の累積余剰又は欠損を調整することを求めている。

上記の調整を除き、IPSAS 第 17 号を適用していた主体にとって、IPSAS 第 45 号の遡及適用が重要な調整をもたらすことは予想されない。その結果、質問書が提起した、IPSAS 第 45 号の遡及適用に伴い過度な負担が生じる事態は起こらない、と IAG は結論付けている。メンバーからは特にコメントはなかった。

決定事項	IPSAS 第 45 号の初度適用については、既存のガイダンスに追加・修正は不要である。
------	--

(6) 2026 年 Q2 の論点 4：公共利用のために変動対価で収用された不動産の当初測定 (9.A.6)

公的部門の主体が収用した資産の当初認識と測定に関する質問である。ある国の法制度では、公的部門の主体は、資産所有者への対価の支払いを条件として、私有財産を収用する権限を有している。支払われるべき最終的な補償額の決定には、長期にわたる査定を要する。公的部門の主体は、当該資産を占有・管理し、仮払いを行う。補償金が仮払いされてから数年後、再検討によって補償額が調整され、過払い分の回収が生じる可能性がある。この場合の会計処理に関する質問である。

IAG の分析では、IPSAS 第 45 号の適用範囲に含まれる資産の当初測定は、当該資産が非交換取引において取得されたか否かによる (IPSAS 第 45 号第 11 項及び第 12 項)。提示された事例において、当該資産は対価と引き換えに取得されたので、第 11 項を適用し取得原価で測定する。

IPSAS 第 45 号は、条件付き対価又は変動対価について明示的に取り扱っておらず、この点は IAS 第 16 号「有形固定資産」においても同様である。ただし、2016 年に IFRIC に対し、有形固定資産又は無形資産の取得に伴う変動支払の会計処理について検討するよう要請があり、IFRIC は、この問題は既存の IFRS 会計基準の枠内で取り扱うには範囲が広すぎると判断し、IASB がそのような変動対価について包括的に取り扱うべきであると結論付けている。この IFRIC での議論に加え、大手会計事務所からも関連する解釈が公表されている。当該ガイダンスにおいても、実務上の差異の存在が指摘され、会計方針を策定すべきことが示唆されていた。

IFRIC の結論と大手会計事務所による解釈を踏まえ、IAG は、資産の取得における変動対価の会計処理は公的部門に特有の課題ではないと判断した。よって、本件は IAG の検討範囲外となる。また、IFRIC によるアジェンダ決定の後、IASB は資産取得に伴う変動対価や条件付対価に関するプロジェクトの実施を検討したが、関係者からの意見を踏まえ、当該プロジェクトを 2022 年～2026 年の作業計画から除外している。事務局は、本件に関する進展の有無について、引き続き IASB の作業計画を注視する予定である。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 公的部門特有の問題ではない限り、これ以上先に進むことはできない。
- 原則に基づくアプローチの適用方法について、どのように説明したり指針を示したりすべきかを考える際には IPSAS 第 3 号の基準適用のヒエラルキーを念頭に置く必要がある。
- 財産の収用は公的部門特有ではないのか。→収容ではなく変動対価が論点である。

決定事項	収用された資産が変動対価を伴う場合の当初測定については、既存のガイダンスに追加・修正は不要である。
------	---

(7) 2026 年 Q2 の論点 5：輸入関税と還付不可の購入税（9.A.7）

資産購入に係る輸入関税や還付不可の購入税は、報告主体と政府の財務部門との連結時に消去されるが、個別財務諸表において、輸入関税及び還付不可の税金の影響を認識する必要があるか。また、非交換取引を通じて資産を取得し、みなし原価（現在価値）で測定する場合において、還付されない関税や購入時の税金を財務部門に支払う必要がある事例が生じている。これらの取引におけるみなし原価（現在価値）に、関税及び還付不可の税金を含めるべきか。

最初の質問に関して、IAG の分析では、IPSAS 第 34 号「個別財務諸表」及び IPSAS 第 35 号「連結財務諸表」において、経済主体（連結グループ）内の取引は連結時に消去されるものの、個別財務諸表における当該取引の会計処理に関する免除規定は設けられていないので、当該取引を報告することが必要である。

非交換取引により取得された資産の現在価値の決定において関税等を考慮するか否かは、支払の性質と使用される測定基礎による。IPSAS 第 46 号には、資産購入時に支払われる還付不可の関税等に関する明示的なガイダンスはないが、これは資産の購入時に支払う取引コストである。

資産の現在価値を公正価値で測定する場合、IPSAS 第 46 号 D12 項は、取引コストは公正価値の算定から除外されることを示している。このガイダンスに基づけば、資産の取得時に支払われる還付不能な税金と輸入関税は、公正価値の算定から除外されることになる。

資産の現在価値を現在操業価値で測定する場合、IPSAS 第 46 号 B7 項は、現在操業価値は資産の入口価格を表すため、取引コストが含まれることを示している。このガイダンスに基づけば、還付不可の税金及び輸入関税は、現在操業価値の算定に含まれることになる。IAG は、上記の分析に基づき、ガイダンスの追加は不要であると判断した。メンバーからは特にコメントはなかった。

決定事項	輸入関税及び還付不可の税金については、既存のガイダンスに追加・修正は不要である。
------	--

(8) 2026 年 Q2 の論点 6：構成主体又は被投資主体が、適正表示及び IPSAS 基準への準拠に様々な程度で影響を与える IPSAS 第 33 号の免除規定を適用している場合、連結財務諸表又は投資者の財務諸表において、一貫した会計方針を用いるという要求事項（9.A.8）

ある政府の連結財務諸表には、IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の第 36 項～第 62C 項に規定される様々な免除規定をそれぞれの個別財務諸表に適用した、多数の非支配主体が含まれている。さらに、当該連結財務諸表には、持分法を適用して会計処理される関連法人も含まれている。これらの関連法人もまた、それぞれの個別財務諸表において IPSAS 第 33 号の免除規定を適用している。

IPSAS 第 35 号の第 38 項、及び IPSAS 第 36 号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」の第 37 項は、支配主体に対し、類似の状況における同様の取引及びその他の事象については、統一された会計方針を用いて財務諸表を作成することを求めている。加えて、IPSAS 第 33 号には、IPSAS 第 35 号又は IPSAS 第 36 号の要求事項に対する免除規定は設けられていない

(IPSAS 第 33 号の第 52 項から第 62 項、IG91 項及び付録を参照)。この結果、IPSAS 第 33 号、IPSAS 第 35 号、及び IPSAS 第 36 号の要求事項の間には矛盾が生じていると思われる。

IAG は、IPSAS 第 33 号の移行免除規定と経過措置は、初度適用主体が最大 3 年間の移行期間中のみ利用できるものであることに留意した。初度適用主体の財務諸表は、移行期間中は発生主義 IPSAS に準拠しているとは言えないものである。

IPSAS 第 33 号の第 16 項は、同基準における移行免除規定及び経過措置が、財務諸表が IPSAS 基準に準拠するようになった後も継続して適用されるべき「会計方針」ではないことを強調している。したがって、経済主体内の被支配主体又は関連法人の間で、IPSAS 第 33 号における移行免除規定及び経過措置の適用に整合性を持たせる必要はない。

IAG は、IPSAS 第 33 号において、経過措置や移行免除規定が会計方針に該当しないことは既に明らかであり、追加的なガイダンスを策定する必要はないと判断した。

しかしながら、IPSAS 基準の採用を検討する主体にとって、IPSAS 第 33 号は最初に分析するガイダンスとなる場合も多いため、この点を明確にすることは、初度適用主体にとって極めて有益となり得る。そのため IAG は、IPSAS 第 33 号における移行免除規定や経過措置が会計方針ではないということを、教育用資料において明確にすることを IPSASB が検討するよう推奨した。この点について、特にメンバーからコメントはなかった。

決定事項	- IPSAS 第 33 号における、一貫した会計方針の適用と免除規定については、既存のガイダンスに追加・修正は不要である。 - IPSAS 第 33 号における、一貫した会計方針の適用及び免除規定の利用に関する要求事項について、事務局は教育用資料を作成する。
------	---

(9) 財務報告推進フォーラム 2026 年第 2 四半期の状況 (9.A.9)

2026 年 5 月 12 日と 13 日に実施された初の財務報告推進フォーラム (FRIF) の会議では、事務局が実施した調査において、回答者の多くが、実務上直面する導入時の最大の課題として、連結及び支配の評価を挙げたことが報告された。

これは、IPSAS 第 35 号「連結財務諸表」に関する適用後レビュー (PIR) を求める要望が多数寄せられた、IPSASB の 2025 年作業計画コンサルテーションへの回答状況とも整合している。会議 2 日目のアジェンダ 6 (作業計画コンサルテーション) において、IPSASB は、IPSAS 第 35 号に関する PIR プロジェクトを業務計画に追加することを優先すべきであると決定している。

事務局の提案に対し、メンバーからは特にコメントはなかった。

決定事項	公的部門における連結及び支配概念の適用に伴う課題を深く理解し、連結に関する PIR に資するため、2026 年第 3 四半期の FRIF 会合において「支配」について議論する。
------	--

10. IPSASB の戦略の改定

IPSASB の次期中期計画の根本となる IPSASB の「戦略」の改定に関する公開協議と最終確定・公表に関する議論である。事前配布資料はなく、当日投影されたスライドをもとに事務局が説明を行った。

各国の関係者から、IPSASB の基準を採用し、自信を持って適用し、PFM（公共財務管理）改革や持続可能な開発にとって極めて重要な意思決定を推進できるよう、より充実した IPSASB 基準の導入支援を求める要請が寄せられている。これに応じて IPSASB は 9.(2)で説明したような多様な導入支援の取り組みを実施している。今般の戦略の改定は、関係者のニーズの変化に対応し、公益に資するという IPSASB の活動の自然な発展を表すものになる。

現行の中期計画期間は 2024 年～2028 年の 5 年間である。事務局は、状況の急速な変化を鑑み、現中期計画期間の終了（2028 年末）を待たずに、2027 年 12 月会議で新しい戦略を承認し、2028 年 1 月から適用することを提案した。適用開始時期から逆算すると 2026 年 12 月には戦略に関する公開協議文書を承認することが必要となる。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- FASAB が数年前に直面した状況とよく似ている。関係者との関係を改善する必要があり、提案に賛成。利用者からの期待がおそらく非常に高まるので、期待ギャップが生じないように、期待値を適切に抑える必要がある。
- 従来の基準設定は非常に重要であるので軽視すべきではなく、十分なリソースを引き続き確保すべきである。
- 関係者とアイデアを共有すべき。「作業計画」は対象外だとすると、戦略だけで 120 日間の公開期間は長いのではないか。
- 事務局提案に賛成。提供する教育資料などについて期待ギャップが生じないように、利用者とのコミュニケーションが重要。
- 事務局提案に賛成。IPSAS Explains の目的を明確にすることで、期待値を管理することが可能になる。IPSASB が研修機関になるリスクは避けなければならない。
- 事務局提案に賛成。私も 120 日は長すぎると思う。様々な分科会で、関係者から同じフィードバックを受けているにもかかわらず、ガイダンス修正の必要はないと回答している場合、そのデータはどこかにあるのか。
- 戦略に関する四つの象限のそれぞれを見直す時期である。
- 事務局提案に賛成。IPSASB の活動には限界があるので、関係者を巻き込んで、自身で考え解釈するように仕向ける必要がある。
- 現在行っている様々な取り組みについて、意見交換する好機である。
- GPFS と GPFR、GPFS と予算情報、をそれぞれ結びつける必要がある。

- 事務局提案に賛成。ただし IPSASB のリソースは IASB 等に比べて限られている。優先順位に関する指針のようなものを示すことが必要である。

決定事項	• IPSASB の現行の戦略の進展を反映させ、かつ公益にどのように貢献し続けるかを明確に伝えるため、戦略の改定案の策定を開始する。 2026 年 9 月の会議で初稿を審議する。
事務局への指示	• IPSASB が、公的部門の関係者のニーズに役立つように、どのように戦略を進化させ、限られたリソースを配分しているかを関係者に明確に伝えるため、「戦略に関する公開協議文書」の初稿を作る。

以 上

参考情報その 1（2026 年 6 月 30 日時点）

1. 近年に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事）
2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究
3. 基準書の日本語訳
4. 近年に公表された CP・ED と、その解説記事、提出したコメントレター
5. 過去の IPSASB 会議の報告記事
6. IPSASB のボードメンバー

個別の記事・文書等へのリンクが無効となっている場合には、以下を確認されたい。

公表文書の原文	IPSASB のウェブサイト	・
文書の日本語訳	日本公認会計士協会のウェブサイトの「専門情報」から「翻訳」	リンク
解説記事	同じく「専門情報」から「国際動向紹介」	リンク
提出コメントレター	同じく「専門情報」から「専門情報一覧」	リンク

1. 近年に公表済みの基準書・改訂文書等（原文と日本語解説記事）

基準書等	公表年月	原文	解説記事
IPSAS の改善 2023	2024/04	リンク	リンク
「戦略及び作業計画 2024-2028」	2024/10	リンク	リンク
「コンセSSIONナリー・リース及び資産に対する権利を譲渡するその他の取決め（IPSAS 第 43 号、IPSAS 第 47 号及び IPSAS 第 48 号の修正）」	2024/10	リンク	リンク
IPSAS 第 50 号「鉱物資源の探査及び評価」	2024/11	リンク	リンク
「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS 第 12 号の修正）」	2024/11	リンク	
2024 年版ハンドブック	2024/12	リンク	—
IPSAS の修正：特定の IFRIC 解釈指針	2025/01	リンク	リンク
2025 年版ハンドブック	2025/05	リンク	—
IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正	2025/08	リンク	リンク
国際公的部門財務アカウンタビリティ・インデックス	2025/09	リンク	リンク
「重要性がある」の定義（IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号及び概念フレームワークの修正）	2025/10	リンク	リンク
IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」	2025/11	リンク	リンク
IPSAS 第 51 号「保全目的で保有する有形天然資源」	2026/01	リンク	リンク
IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」	2026/01	リンク	リンク

2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究

日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第 28 号

3. 基準書の日本語訳

基準書等	翻訳公表	日本語訳
公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク（2023年改訂版）	2025/06	リンク
IPSAS 第 40 号 公的部門の結合（2016 年 1 月初公表版）	2018/03	リンク
（2021 年ハンドブック版） IPSAS 第 1 号 財務諸表の表示 IPSAS 第 2 号 キャッシュ・フロー計算書 IPSAS 第 3 号 会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬 IPSAS 第 4 号 外国為替レート変動の影響 IPSAS 第 5 号 借入コスト IPSAS 第 9 号 交換取引から生ずる収益 IPSAS 第 10 号 超インフレ経済下における財務報告	2022/08	リンク

上記の他、未公表の仮訳を多数作成している。必要な場合は日本公認会計士協会（非営利グループ）まで問い合わせされたい。

4. 近年に公表された CP・ED と、その解説記事、提出したコメントレター

進行中のプロジェクトの文書は、数年前のものも掲載している。

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 86 号「鉱物資源の探査及び評価」及び 公開草案第 87 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS 第 12 号の修正）」	2024/01	リンク リンク	リンク	リンク
公開草案第 88 号「資産に対する権利を譲渡する取決め（IPSAS 第 47 号及び IPSAS 第 48 号の修正）」	2024/03	リンク	リンク	なし
公開草案第 89 号「IFRIC 解釈指針を考慮した修正」	2024/04	リンク	リンク	なし
公開草案第 90 号「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」	2024/08	リンク	リンク	リンク
公開草案第 91 号「「国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の限定的な範囲の改訂」（IPSAS 第 33 号の修正）	2024/08	リンク	リンク	リンク
サステナビリティ報告基準公開草案第 1 号「気候関連開示」	2024/10	リンク	リンク	リンク
公開草案第 92 号「有形天然資源」	2024/10	リンク	リンク	リンク

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 93 号「「重要性がある」の定義」 (IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号、及び概念フレームワークの修正)	2025/05	リンク	リンク	なし
作業計画コンサルテーション	2025/10	リンク	リンク	リンク
公開草案第 94 号「IPSAS と政府財政統計マニュアル 2014 の連携」	2026/02	リンク	リンク	なし
公開草案第 95 号「IPSAS 会計基準の改善 第 10 集」	2026/04	リンク	作成予定	リンク
公開草案第 96 号「事業の定義並びに取得した負債の認識及び偶発負債 (IPSAS 第 40 号の修正)」	2026/04	リンク	作成予定	なし
CP「財務諸表の表示」	2026/04	リンク	作成予定	検討予定
公開草案第 97 号 IPSAS 実務記述書「重要性の判断の行使」	2026/04	リンク	作成予定	作成予定

5. 過去の IPSASB 会議の報告記事

開催年月	開催国／都市	報告記事
2024/03	アメリカ合衆国／ニューヨーク	リンク
2024/05	バーチャル開催	リンク
2024/06	カナダ／トロント	リンク
2024/07	バーチャル開催	リンク
2024/08	バーチャル開催 (任意参加・非公開)	なし
2024/09	ベルギー／ブリュッセル	リンク
2024/12	サウジアラビア／リヤド	リンク
2025/03	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	リンク
2025/04	バーチャル開催	リンク
2025/06	カナダ／トロント	リンク
2025/07	バーチャル開催	リンク
2025/09	ポルトガル／リスボン	リンク
2025/10	バーチャル開催	リンク
2025/12	アメリカ合衆国／ニューヨーク	リンク
2026/03	カナダ／トロント	リンク

6. IPSASB のボードメンバー

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Thomas Müller-Marqués Berger（議長）	ドイツ	元 EY、元 IPSASB-CAG 議長	2026
小林 麻理	日本	早稲田大学大学院政治学研究科教授 元会計検査院	2021
Hervé-Adrien Metzger	フランス	会計検査院	2021
Renée Pichard	カナダ	デロイト、元会計検査院	2021
Abdullah Al-Mehthil	サウジアラビア	財務省	2022
Maik Esser-Müllenbach	ドイツ	会計検査院	2022
Claudia Beier	スイス	スイス・チューリヒ州	2022
Nor Yati Ahmad	マレーシア	財務省	2023
Andrew van der Burgh	南アフリカ	プレトリア大学、ASB、元デロイト	2023
Angela Ryan	ニュージーランド	財務省	2024
Yacouba Traoré	ブルキナファソ	ONECCA-BF 代表	2024
Karen Sanderson	イギリス	元 CAG メンバー、CIPFA	2025
Sung-Jin Park	韓国	延世大学教授、元 KIPF	2025
Yun Huang	中国	財務省	2025
Judith Apaza	ボリビア	元ボリビア財務経済省 チリ在住	2026
Dina Attia	アラブ首長国連 邦	EY	2026
George Scott	アメリカ合衆国	元デロイト、元 FASAB 議長	2026
Alex Fabiane Texeira	ブラジル	ブラジル財務省	2026

議長以外のボードメンバーの任期は最長で2期6年間（暦年）。

参考情報その2 各プロジェクトの過去の報告記事まとめ

過去の決定事項や事務局への指示事項を、参考情報として以下にまとめる。

なお、各会議におけるメンバーの発言メモは膨大な量なので、ここでは割愛している。個別の発言メモについては、過去の各会議の報告記事を参照されたい。

アジェンダ4 測定—適用フェーズ：IPSAS 第31号における COV

[アジェンダ5 気候関連開示—フェーズ2：政策プログラム](#)

アジェンダ4 測定—適用フェーズ：IPSAS 第31号における COV（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. プロジェクトの説明と、これまでの進展

(1) プロジェクトの目的等

本プロジェクトは測定プロジェクトの適用フェーズの第2部である。測定プロジェクトはこれまで、フェーズ1と、適用フェーズの第1部が完了している。

フェーズ1は、IPSAS 全体に共通する4種類の測定基礎に関するガイダンスを定めることを目的とし、2023年5月にIPSAS 第46号「測定」を公表して完了した。

続く適用フェーズの第1部は、各IPSASの測定に関する規定に、IPSAS 第46号が定めた現在操業価値（以下、COV）の測定基礎が適用可能かどうかを評価することを目的とし、2025年8月に「IPSAS 第46号「測定」の適用によるIPSASの修正」を公表して完了した。当該文書は当初、IPSAS 第31号「無形資産」に対するCOVの適用も扱っていたが、2024年8月に公表された公開草案第90号「IPSAS 第46号「測定」の適用によるIPSASの修正」（以下、ED 第90号という）に寄せられたコメントは賛否両論に分かれていたので、分析を深めることが必要であるとして、IPSAS 第31号に関するセクションは最終文書から削除され、適用フェーズの第2部で扱うことになった。

(2) IPSAS 第31号に対するCOVの適用の論点（2025年6月会議の議事録より）

IPSAS 第31号「無形資産」は、無形資産の測定を次のように定めている。

当初測定	（原則）原価で測定 （例外）非交換取引で取得した場合は、公正価値で測定
事後測定	会計方針の選択：歴史的・原価モデルと現在価値モデルの二つから選択 歴史的・原価モデルを選択 → 歴史的・原価で測定 現在価値モデルを選択 → 公正価値で測定

ED 第 90 号は、当初測定の例外の場合（非交換取引で取得した場合）に、COV が適切な測定基礎であること、及び、事後測定で現在価値モデルを選択した場合の測定基礎として COV を追加することを提案していた。

しかし、ED 第 90 号の提案には多くの回答者が懸念を示しており、代替的見解（反対意見）に賛同する意見も多かった。主な反対理由は次のとおり。

- ED 第 90 号は公的部門の主体が操業能力のために無形資産を保有し、当該資産に活発な市場が存在しない場合には、「活発な市場を参照して見積もりを行う」ことを求めている。その結果、無形資産の事後測定にあたり、コスト・アプローチを用いて COV を見積ることになるが、その見積りの「信頼性」と「表現の忠実性」は疑わしい。
- IASB は現在、IAS 第 38 号「無形資産」に関する包括的なプロジェクトを行っている。当該プロジェクトが完了して IPSAS 第 31 号に及ぼす影響が明らかになるのは 2026 年の下半期以降になるので、それまで COV の適用に関する分析を待った方がよい。

上記の懸念を考慮し、事務局は、IPSAS 第 31 号に対する COV の適用に関する検討を COV の適用のプロジェクトから分離して、新規プロジェクト候補である「IPSAS 第 31 号に対する範囲を限定した改訂プロジェクト」において行うことを提案した。メンバーの意見は事務局提案に賛同するものだったので、IPSAS 第 31 号への COV の適用については当時進行中の想定プロジェクトの適用フェーズから分割して検討を進めることを決定した。

2. 2025 年 12 月会議

(1) プロジェクトの概要説明 (9.2.1)

プロジェクトの概要と今後の進め方について事務局が説明した。

(2) コメント募集事項 (SMC) 1 に対する回答 (9.2.2)

事務局は、ED 第 90 号の SMC 1 に寄せられたコメントの概要と、コメントに基づく論点を説明した。反対意見に基づく主な論点は次のとおり。((1) ②を参照)。

- COV の適用可能性は、IAS 第 38 号「無形資産」の改定後に検討すべきである。
- 「活発な市場」の制約が COV にはない。
- IPSAS 第 31 号に COV を導入すると、操業目的で保有する無形資産と、財務目的で保有する無形資産の間で測定に不整合が生じる可能性がある。
- 無形資産に対する特定の COV の原則の適用可能性

(3) IPSAS 第 31 号に対する COV の概念的な適用可能性 (9.2.3)

事務局は、IPSAS 第 31 号の範囲内の無形資産の測定には、COV が概念的に適用可能であるという結論を保持することを提案した。

議論のまとめとして、議長は COV に基づく測定がどのように行われるのか、三つか四つの事例を示すことを事務局に求めた。当該事例に基づいて検討事項を整理する。

決定事項	- IPSAS 第 31 号「無形資産」の範囲内の無形資産を現在操業価値で測定することは、概念フレームワークや IPSAS 第 46 号「測定」の測定に関するガイダンスと整合している。 - IPSASB の決定を実務上も概ね導入できるような、十分なガイダンスを提供するために、現在の IPSASB 文献の不足部分を特定する。
------	---

(4) 活発な市場の制約がないこと (9.2.4)

(5) その他の論点 (9.2.5)

ファン・デル・バーグ氏から、IPSAS 第 46 号の第 76 項について、再評価を行いそれが資産全体に適用される場合、実務上は解釈が分かれる可能性があるので、検討すべきであると指摘があった。

事務局への指示	公的部門の主体で一般的に認識されている無形資産の例を特定し、それらの無形資産に対する現在操業価値の実際の導入状況を分析する。
---------	--

3. 2026 年 3 月会議

(1) 無形資産に対する COV の実務上の適用可能性 (8.A.1)

事務局は、操業能力のために保有する無形資産の測定には、COV が実務上、適用可能であることを、次の 3 種類の事実パターンを例示して提案した。

- 漁業権
- 自己創設のソフトウェア
- ワクチンの特許

ベルガー議長のとめは次のとおり。メンバー過半数は、COV は一般的に適用可能であるものの、すべての無形資産に適用できるわけではなく、またあらゆる状況下で適用できるわけではない、という見解を持っている。これを暫定的な結論としたい。

決定事項	COV は IPSAS 第 31 号の範囲内の無形資産の測定に実務的に適用可能である。
------	---

(2) IPSAS 第 31 号に対する COV の実務的な適用可能性に関する適用指針 (8.A.2)

事務局は、特に以下の、規範性のないガイダンスを開発することを提案した。

- 適用ガイダンス。自己創設の無形資産の事後測定における COV の見積りにコスト・アプローチを用いる際には、研究費を含めてはならないことを明確にする。
- 設例。タスクフォースの助力を得て開発する。マーケット・アプローチとコスト・アプローチを用いた無形資産の COV の算定に関する設例とする。

メンバーのコメント出揃ったところでベルガー議長が事務局提案への賛否を問いかけ、賛成多数の結果となった。

事務局への指示	IPSAS 第 31 号の無形資産に対して、特に原価アプローチを使用する際の現代同等資産及び余剰能力の概念の適用に関連する COV 原則の適用について、規範性のある／又は規範性のないガイダンスを開発する。
---------	--

アジェンダ 5 気候関連開示－フェーズ 2：政策プログラム（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. プロジェクトの目的と、これまでの進展

(1) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、公的部門用の気候関連開示の原則を示すことにより、意思決定とアカウンタビリティを向上させる情報の提供を可能にし、もって気候変動と戦うためのグローバルな活動に寄与することを目的としている。

(2) これまでの進展

IPSASB の気候関連開示プロジェクトは、当初は政府等の排出者側と規制当局側の二つの役割に基づく開示を単一の基準書として公表する方向で進められていた。公開草案（ED）SRS 第 1 号「気候関連開示」もそのように作られていた。

この ED SRS 第 1 号の提案には関係者の賛否が分かれ、結果として最終文書は二つのフェーズに分けて開発されることになった。フェーズ 1 は排出側としての開示の原則を扱い、フェーズ 2 は規制当局側としての開示を扱う。2026 年 1 月に、フェーズ 1 の成果物として、IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」を公表した。

2. 2026 年 3 月会議

(1) 教育セッション

第 2 フェーズの議論に入る前に、基礎知識として、IPSASB SRS 第 1 号の政策プログラムに関する内容を事務局が改めて概説した。

(2) 開示の範囲（7.A.1）

事務局は、次に示す方法により、開示の範囲は、政策プログラムの気候関連のアウトカムに関する重要な情報に限定される旨を明示することを提案した。

- 開示の決定要因としての「主要な目的」への言及を削除する。
- 開示するアウトカムに「気候関連の」の用語を明確に適用する。
- 上記 2 点の結果として、用語定義から「気候関連の政策プログラム」を削除する。

ベルガー議長が最後に評決を行い、全体として事務局提案が支持されている旨を確認した。

決定事項	開示の範囲は、政策の気候関連のアウトカムに関する重要な情報に焦点を当てるべきである。
事務局への指示	- 報告主体を決定する基準として、気候関連のアウトカムに対する責任を用いることによって何が起きるのか、対象範囲の明確化について合意した内容に沿って検討する。 - 気候関連の良いアウトカムと悪いアウトカムの両方を含む開示の要求事項についてガイダンスを作成するという IPSASB の意図を、文書案に反映させ、精緻化する。 - プロポーショナリティのメカニズム（応能負担）、移行措置、適用ガイダンスを通じて、対象範囲の明確化によって生じる作成者の開示負担を軽減する方法を検討する。

(3) 公的部門特有の用語定義（7.A.2）

事務局は、次に示す方法により、最終文書の草稿における公的部門特有の用語定義を修正することを提案した。

- 政策プログラム（public policy program）の用語を政策（public policy）に変更する。
- 上記の変更に伴い、「政策プログラムのアウトカム」の用語を、「政策アウトカム」に変更するとともに、アウトカムにはプラス面とマイナス面の両方があることを明示する。
- 新しい用語として、「気候関連のアウトカム」を、気候変動の緩和又は適応に関する政策アウトカムとして定義する。

事務局長から、事務局提案に概ね同意が得られたと考えている旨のまとめコメントがあった。

決定事項	「政策プログラム」の用語を、「政策」に修正する。 「政策プログラムのアウトカム」の用語を、「政策のアウトカム」に修正するとともに、アウトカムは正と負の両方であることを定義上で明確にする。 - 新しい用語定義として「気候関連のアウトカム」を定め、「気候変動の緩和又は適応に関連する政策のアウトカム」と定義する。
事務局への指示	「適応」と「緩和」の概念を文書案で明確に説明すること。

(4) 最終文書の構造（7.A.3）

事務局は、IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」の構造を、フェーズ 2 の最終文書でも維持することを提案した。それには以下の 2 点が含まれる。

参考情報その 2

- TCFD フレームワークに基づく構造を維持する。
- IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」と同じ概念的な基盤と、全般的な要求事項を適用する。

ベルガー議長から、全体としては付録に関して支持する声が多かった、ただし修正が必要になる旨のまとめがあった。

決定事項	• IPSASB SRS ED 第 1 号「気候関連開示」で提案した文書構成を、最終文書でも維持する。付録 B、付録 B.AG、付録 C も同様。
事務局への指示	• IPSASB SRS ED 第 1 号の付録 B、付録 B.AG、付録 C について、最終文書のガイダンス開発のために、特定の報告分野に関する何らかの特別な適応が必要か。

以 上